

5 平成23年3月17日 木曜日 官 報 第5517号

藏文	藏文

対象となる特定権利利益	概要	担当課
指定居宅サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定地域密着型サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定居宅介護支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅介護支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定介護老人福祉施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護老人福祉施設の指定について、特定被災区域内の介護老人福祉施設については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888
指定介護療養型医療施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護療養型医療施設の指定について、特定被災区域内の介護療養型医療施設については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
指定介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定介護予防支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
介護支援専門員の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護支援専門員証の有効期間について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
介護老人保健施設の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護老人保健施設の許可について、特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490